

赤磐市立幼稚園・小学校・中学校の適正配置に関する基本的な考え方

(第2次提言)

平成22年11月8日

赤磐市立幼稚園・小学校・中学校教育環境整備審議会

目 次

はじめに	1
1 学校の適正配置について	2
2 学校の通学区域の設定及び改廃について	3
3 通学距離及び通学方法について	3
アンケート結果からみる市民の意識	5

市民アンケート結果より抜粋

はじめに

本審議会では、平成22年3月17日の「赤磐市立幼稚園・小学校・中学校の適正規模に関する提言」(第1次提言)に引き続き、提言で示した適正規模に関する基本的な考え方に基づいた学校の適正配置に関する考え方について検討を重ねてきました。

今回の中間(第2次)提言は、諮問事項の第2点目「学校の適正配置について」、第3点目「学校の通学区域の設定及び改廃について」、及び第4点目「通学距離及び通学方法について」以上3点のこれまでの審議結果をまとめたものです。

平成22年11月8日

赤磐市立幼稚園・小学校・中学校教育環境整備審議会
会 長 曾我 雅比兒

1 学校の適正配置について

将来にわたってより良い教育環境を整備していくためには、適正な学校規模に基づいて学校の適正配置を行うことが必要です。したがってこの問題を協議するにあたっては、第1次提言において取りまとめた「適正な学校規模についての基本的な考え方」を踏まえて検討を進めることが原則であると考えます。本審議会においてもその観点から審議を重ねた結果、以下のように基本的考え方の点で合意が得られました。

適正な規模に満たない学校の統廃合を検討するにあたっては、当該学校の経営や教育課程運営等について十分に考慮する必要があります。また、地域との関わりや歴史的経緯などを踏まえるとともに地域や保護者の要望等を極力尊重しつつ、総合的に判断する必要があります。したがって、適正配置についての実施計画を作成するにあたっては、「赤磐市総合計画・赤磐市教育行政振興基本計画」に基づいて、当該学校の保護者や地域住民に十分な説明をし、協議を踏まえることはもとより、市民全体からの理解を得られるように進めることが重要です。

適正配置の実施にあたっては、一律な方式で進めるのではなく、地域の歴史や実情、要望等を踏まえ、ケースバイケースで進めるべきだと考えます。なお、適正配置を行う主な実施手法としては、学校統合方式（注1）や小・中一貫校方式（注2）、特認校制度方式（注3）、通学区域の見直し方式（注4）などが考えられます。

以上要約し、以下のように提案いたします。

学校の適正配置については第1次提言において示された「適正な学校規模についての基本的な考え方」をベースにして検討を進めること。

適正な規模に満たない学校の統廃合を検討するにあたっては、決して一律の方式で進めるのではなく、児童生徒数の将来推計を踏まえつつ、地域の歴史・特色・実態に十分配慮を払うとともに、児童・生徒の通学負担（距離・方法）の問題をも考慮に入れ、かつ何よりも保護者や地域住民との話し合いを踏まえて様々な実施手法の可能性をさぐる必要がある。

適正配置を行うにあたって過小規模を克服できず教育課程経営に困難が生じる場合は、教育委員会は指導体制を検討し、整備していくための援助を行うべきこと。

2 学校の通学区域の設定及び改廃について

この問題を検討するにあたって最も大切な点は、学校の地域における役割、歴史的経緯について配慮することです。学校統合によって地域社会の中核である学校がなくなることは、地域コミュニティが何らかな形で崩れることに繋がるのではないかと地域の住民の不安への配慮が必要です。

したがって本審議会としては、この問題については、適正な学校規模の基準を示しながら、過小規模校の地域住民や保護者の方々に対し、様々な過小規模解消の方式を提案し、地域の人々と相談しながら解決策を模索することを教育委員会に対して提案いたします。

もし複数の学校が合併した場合、現行の学区を併せた新しい学区を設定すれば済むだけで、新たな学区の線引きは必要ないものと考えます。なぜならば、学区が拡大した結果、指定の学校より学区外の学校が距離的に近くなった場合、現行の「赤磐市学校選択制実施要綱」に基づき距離の近い学校を選択することが認められているからです。

なお、中学校は地域とのかかわりや歴史的経緯などの点で、地域の代名詞として大きな存在感を体現し、教育・文化活動はもとより地域の福祉や地域の人々の結びつきに大きく貢献していることから、原則として将来的に存続させることが望ましいとの意見が出され、それに賛同する発言も見られた。しかし、今後の生徒数の推移を見ると、長期的な展望のもとに、あらためて検討することが望まれるというのが本審議会の結論です。

3 通学距離及び通学方法について

望ましい通学距離については、国の基準（注5）として小学校では4 km以内、中学校では6 km以内という基準があります。また、通学時間の目安は、1時間程度を上限とすることが望ましいとされています。赤磐市は、通学区内において通学距離が小学校で半径3 km、中学校で半径5 kmを超える地区を対象として、スクールバスの運行や遠距離通学費の補助を行っています。また、全市内を対象に、指定されている学校よりも自宅から近い学校を選択することができる学校選択制（注6）を実施しております。

通学に関して、学校統合にともない通学路が延びたり変更したりすることに対しては、子どもや保護者の負担と安全確保に配慮する必要があります。その際、「通学距離」「通学にかかる時間」「通学路の安全性」等について総合的な検討が必要であり、地域の実情を十分把握した上で、保護者や地域の方々の方々の意見を取り入れ、路線バスの利用、スクールバスの運行経路の変更・新設等、様々な工夫を加え、児童生徒に過度な負担がかからないように配慮することが必要です。なかでも、児童生徒の通学における安全確保が重要課題であり、登下校時の安全面を確保することや児童生徒の心身に与える影響等について十分に研究を行いつつ慎重に検討を進めていくことが必要です。

(注1) 学校統合方式

適正規模に満たない学校を、近隣の対象学校同士又は対象学校とその近隣にある適正模
の学校とを統合することにより、適正規模の学校とします。

(注2) 小・中一貫校方式

中学校1校、小学校1～3校を1校に統合して、小中一貫校としての教育環境を整備する。
学校運営組織・学校教育目標・学校経営目標・教育課程等を見直し、それぞれの小・中一
貫校の特性に応じた取組を行います。

(注3) 特認校制度方式

小規模校入学特別認可制度(以下「特認校制度」という。)とは、豊かな自然環境に恵ま
れた小規模の学校で、自然に積極的にふれあい、地域との出会いや交流を大切にした教育
活動の中で、豊かな人間性を培いたいと希望する児童・保護者に一定の条件を付して特別
に入学・転学を認め、多様な教育の機会を創出し、児童・保護者のニーズに応えようとす
るものです。指定校において、赤磐市内の全学区からの児童生徒を受け入れ、学校の立地
の特色を生かした教育活動を行うものです。

(注4) 通学区域の見直し方式

適正規模に満たない学校と適正規模の学校の学区が隣接しており、かつ、通学区域を見
直すことによって両校が適正規模の学校となる場合に、通学区域を見直すことにより、適
正規模の学校とします。

(注5) 国の基準(適正な学校規模の条件)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第2項では、適正な
学校規模の条件は、通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあって
はおおむね6km以内であることとされています。

(注6) 学校選択制

学校選択の機会の拡大を図るための通学区域の弾力的な運用により、通学区域の弾力化
と学校選択制の2つの対応に分かれた。学校選択制は、従来の1学区1校区とは異なり、
学区を撤廃するか、1学区の中に複数校を設定し、その中から保護者に学校選択の自由を
認める制度です。

アンケート結果からみる市民の意識

学校の適正配置、適正規模については、回答者の年代別、地域別、性別、子供の有無別のいずれにしても市民の意識に大きな違いはみられず、市民の7割（69.8%）近くが何らかの形で学校の適正配置を進めることにより、1学級当たりの児童生徒数は30人程度、1学年当たり学級数は小学校では2～3学級、中学校では地域により2～3学級、4～6学級とし、将来を担っていく子供たちにより良い教育条件を用意することの必要性を感じています。

しかし、現行の学校配置を継続するという市民意見も2割（17.7%）近くあるため、これらの少数意見も尊重しつつ、地域の事情を配慮しながら学校の適正配置を進めることが必要であります。

	複式学級になったり、児童・生徒が極端に少なくなったりしても、現行の学校配置を維持する。	複式学級になったり、児童・生徒が極端に少なくなったりしないよう、また、学校規模や学級規模が確保できるように、通学区域の拡大等弾力的運用を進めて、現行の学校配置を維持する。	標準規模を満たさなくなった学校から、順次、学校の適正配置を検討し進める。	その他	不明	計
人数	152	354	246	32	75	859
割合（%）	17.7%	41.2%	28.6%	3.7%	8.7%	100.0%

【市民アンケート結果より抜粋】